

音声自動翻訳機(ポケットーク)利用規約について

1. この規約は草津市役所まちづくり協働課が保有する音声自動翻訳機(ポケットーク)の貸出について定めるところを目的とします。
2. 貸出対象
草津市内の町内会、自治会における活動に利用する場合に限り、営利目的や特定の宗派・宗教または政治活動を目的として利用する場合は貸出を認められません。
3. 貸出期間
最長1週間です。
(上記期間以上の貸出を希望される場合は、まちづくり協働課へご相談ください。)
4. 貸出申請
申請書を貸出希望日の3日前までにご提出ください。申込は窓口、FAX、メールにて受付いたします。
* 他の希望者との重複により、ご希望に添えない場合がございます。
5. キャンセル
事前に電話、またはメールにてご連絡ください。
6. 貸出料金
無料です。
7. 翻訳機の引渡し、返却場所
草津市役所2F まちづくり協働課 (月～金 8:30～17:15)
8. その他
 - ・翻訳機の利用により発生したトラブルや損害等について、草津市は一切の責任を負いかねます。
 - ・貸出期間中に翻訳機(USB 充電器・ケーブルを含む)の故障・損傷または盗難・紛失があった場合、速やかに草津市まちづくり協働課にご連絡ください。なお、修理費用または当該製品の購入代金は借用者にご負担いただきます。
 - ・草津市外での使用、申請者以外への第三者への貸出は禁止いたします。

問合せ

草津市 まちづくり協働課 市民活動推進係

〒525-8588 草津市草津 3-13-30 草津市役所2階

TEL:077-561-2337 FAX:077-561-2482

Email:machi@city.kusatsu.lg.jp